

労災保険財政検討会の中間報告（概要）

就業構造や産業構造の急激な変化、金利の低下などを背景に労災保険財政の運営環境はこれまでと大きく変化している。

こうした中で、平成22年6月の厚生労働省内事業仕分けにおける指摘を受け、平成24年度に次期労災保険率の改定をひかえ、また積立金やメリット制を含む労災保険財政等に関する外部有識者による本検討会を設置することとした。

このため、検討会では、労災保険財政の基本的考え方に基づき、積立金とメリット制を中心に検討し、その結果が中間報告として取りまとめられた。

第1回 10/12 積立金の意義、算定方式等

第2回 12/7 積立金の開示の在り方、メリット制の現状等

第3回 1/19 メリット制が財政に及ぼす影響等

第4回 2/24 中間報告（案）

中間報告の主な内容

【積立金】関連

1 労災年金の原資を保有する財政方式について

現行の財政方式は、世代間の労災保険料負担の公平や産業間の労災保険料負担の公平を実現することにつながり、妥当である。

2 積立金の算定方式について

現行の財政方式で設定している運用利回り2%、賃金上昇率1%は、現在の労災保険財政を取り巻く情勢の下では、早急な見直しの必要性が認められない。ただし、長期にわたり、財政融資資金の金利、賃金等の変動により、現在のパラメーターの設定から乖離すること見込まれるのであれば、労災保険料率の改定時に合わせて見直すことが必要。

3 積立金の開示の在り方について

積立金についてホームページに掲載されているが、これを一過性のものとせず、今後も国民に十分な説明をするよう努力すべき。

【メリット制】関連

今後のメリット制の方向性の基本方針について

メリット制の適用範囲については、昭和 61 年度の見直し以来、据え置いているが、メリット制の適用要件の見直しについて、この間におけるメリット制の適用割合の変化等のメリット制の現状や取り巻く情勢を踏まえて検討することが必要。

ただし、メリット制の適用範囲を拡大すると、小規模な事業場では、労働災害が発生した場合、労災保険率が急激に上昇するので、メリット制の増減幅(現行: ±40%)を工夫することも必要。

① 繼続事業

前回見直しの効果が現れた当時と現在を比べて、メリット制の適用事業場数は増加したもの、その割合は同一の水準にあるので、メリット制の適用拡大等については、さらなる検討が必要。

② 有期事業

一括有期事業は、メリット制適用割合が著しく低下していることから、適用要件を見直し、昭和 61 年度改正によるメリット制の効果が現れた時点のメリット制適用水準に近づけることを検討することが必要。

単独有期事業については、メリット制適用割合が高水準であるが、確定保険料要件と請負金額要件が不均衡であるため、その是正を検討することが必要。

なお、一括有期事業と単独有期事業の確定保険料要件の額は、現行どおり、制度が複雑とならないようにするため、同一の額とすることが望ましい。

労災保険制度における積立金等について

1 労災年金給付の概況

労災保険には、労災年金(傷病(補償)年金、障害(補償)年金、遺族(補償)年金、特別遺族年金)がありますが、平成20年度においては、約22万3千人の受給者の方々に対しまして、労災年金の等級に応じた年金額、1人当たりに平均すると年間約200万円程度を給付し、年間の年金給付総額が約4,500億円となっています。これを賄うために、納めていただいた保険料から、年金の支払いと積立金の積み立てを行っています。

2 積立金について

- (1) 労災保険では、将来にわたって長期間の給付を行う年金給付の原資を積立金(責任準備金)として保有しています。
- (2) 保険料については、概ね3年に1度見直しを行い、年金給付に充てる部分については、給付実績と下記(3)の考え方に基づき、過不足が生じないよう保険料率を設定しています。
- (3) 年金給付に要する費用については、事故が発生した業種の事業主集団から、事故が発生した時点において将来分も含めて「全額徴収」し、これを積み立てています。
- (4) 年金給付に必要な額をあらかじめ積み立てることにより、
 - 災害と関係のない業種や事業主集団に負担をしわ寄せせずにすむなど産業間と世代間の保険料負担の公平を図るようにしています。
 - 労働災害の減少が保険料負担の減少につながり、事業主の災害防止努力のインセンティブが増すことを期待しています。

3 必要な積立金の算定方法

- (1) 年度末の年金受給者数と残存表(※)を基に、次年度以降の年金受給者数を推計

※ 残存表…年金受給開始時からの経過年数別に年金受給者の平均的な残存状況をまとめた表
詳しくは「残存表の見方と年金受給者数の将来推計(PDF:292KB)」をご覧ください。

- (2) 一人当たりの年間給付額を基に、次年度以降の一人当たり年間給付額を推計

賃金上昇率：年1%と仮定

- (3) (1)の人数と(2)の金額を掛け、次年度以降の年金給付額を算定

- (4) (3)で算定した額を運用利回りで割り引き合計

運用利回り：年率2%と仮定

年金給付の分類ごとに3(1)～(4)の計算を行い、合計した金額が「必要な積立金」

平成20年度末における必要な積立金額：7兆9,775億円

算定上の年金給付の分類：(i) 傷病(補償)年金・じん肺、(ii) 傷病(補償)年金・せき損、
(iii) 傷病(補償)年金・その他、(iv) 障害(補償)年金 1-3級、
(v) 障害(補償)年金 4-7級、(vi) 遺族(補償)年金、(vii) 特別遺族年金

詳しくは「労災保険における必要な積立金の算定方法(PDF:441KB)」をご覧ください。

平成23年2月4日 厚生労働省ホームページに掲載